

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 定款細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第28条の規定に基づき、日常の業務として会長が専決出来る業務を定めることを目的とする。

(専決業務)

第2条 日常の業務として、会長が専決出来る業務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - イ 工事又は製造の請負 250万円以内
 - ロ 食料品・物品等の買入れ 160万円以内
 - ハ イ・ロに掲げるもの以外 100万円以内
- (6) 基本財産以外の固定資産（1件250万円以内）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄で1件250万円以内
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 寄付金の受け入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

(補則)

第3条 この細則を改正しようとするときは、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この細則は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正細則は、平成２９年６月１９日から施行する。